

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

福島厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私はA社を昭和59年5月31日に退職し、引き続きB社に同年6月1日に入社した。申立期間当時、代表者の変更により会社名は変更されたものの、上司や従業員は皆同じ人たちで、厚生年金保険料も毎月同じように差し引かれていたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、B社は、昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、A社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における昭和59年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和59年6月1日と届け出たにもかかわらず、

社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年4月まで
申立期間については、亡くなった私の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が作成した国民年金異動報告書によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月頃に払い出され、同年4月1日に第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間は未加入期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 42 年 3 月まで
申立期間当時、私は大学生であったが、亡くなった私の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の国民年金被保険者資格に係る記録は、平成 10 年 4 月 30 日に追加処理されたことが確認できることから、申立期間当時は、未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月11日から同年7月8日まで
私の船員手帳には、申立期間にA丸に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、A丸の機関員として、昭和28年3月11日に雇い入れられ、同年7月7日に雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、船員保険被保険者名簿によれば、A丸は、昭和29年9月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社B工場（現在は、A社Bセンター）における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 62 年 7 月 31 日となっているが、私は、同日に退職した。雇用保険の加入記録における離職日は同日となっているので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、A社B工場における申立人の離職日は、昭和 62 年 7 月 31 日となっていることが確認できる。

しかしながら、A社Bセンターから提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失日は昭和 62 年 7 月 31 日と記載されており、当該記録は、A企業年金基金から提出された「厚生年金基金加入員資格喪失届」及び「A厚生年金基金加入員番号払出簿」並びにA健康保険組合から提出された「健保台帳」に記載された資格喪失日及びオンライン記録とも一致している。

また、A社Bセンターから提出された賃金台帳によれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「私の記憶では、昭和 62 年 7 月 31 日付けの退職届を提出し、同日は有給休暇を取った。」と述べているところ、A社Bセンターで

は、申立人に係る退職届及び有給休暇届は既に廃棄しており、申立人の主張について確認することはできなかった。

福島厚生年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 59 年 11 月 30 日まで
申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額が、当時の給与総支給額に比べて低すぎるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間当時、A社（昭和 58 年 5 月 20 日にB社に名称変更）から支給されていた報酬月額と相違していると主張している。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、A社の元事業主も、賃金台帳等の関連資料を廃棄している上、複数の同僚に照会しても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 52 年 5 月 1 日に行われた標準報酬月額の資格取得時決定から 59 年 10 月の定時決定までの記録が記載されているが、遡って訂正されている等の不自然な記載は見当たらない上、複数回の定時決定において、社会保険事務所（当時）が誤って事務処理を行っていたとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 27 日から同年 12 月 14 日まで
私の船員手帳には、昭和 57 年 9 月 6 日から 58 年 12 月 13 日までA社のB丸に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者記録は 57 年 9 月 6 日から 58 年 9 月 27 日までの期間のみで、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、B丸の甲板員として、昭和 57 年 9 月 6 日に雇い入れられ、58 年 12 月 13 日に雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和 58 年 9 月 26 日に離職したことが確認できる上、前述の船員手帳の「被保険者であった期間」欄には、57 年 9 月 6 日から 58 年 9 月 27 日までと記載されており、当該記録は、船員保険被保険者期間と一致している。

また、申立期間当時のB丸の船長は、「当時の船員保険の加入記録は、船員手帳の雇入日及び雇止日と必ずしも一致していなかった。私の船員手帳にも昭和 57 年 7 月 1 日に雇入れと記載されているにもかかわらず、船員保険被保険者資格取得日は、同年 9 月 1 日となっている。」と述べている。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではなく、必ずしも船員手帳の記載と船員保険被保険者資格得喪日とが一致するものではない。

さらに、A社は既に廃業している上、当時の事業主及び経理担当者も死亡しており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立期間に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 40 年 4 月 1 日に A 社に入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 7 月 1 日になっているので、調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社の回答書及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社では、「当時、3 か月の試用期間があり、試用期間を終えてから厚生年金保険に加入させていた。」としている。

また、A 社において申立人と同様に昭和 40 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した複数の同僚も、「昭和 40 年 4 月 1 日に入社したが、3 か月の試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と述べている。

さらに、当時、婚姻前だった申立人の妻は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について承知しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 31 日から同年 6 月 5 日まで

私は、昭和 19 年 10 月 1 日にA県にあったB社（本社）に2週間ほど勤務した後に召集され、21 年 5 月に復員した。復員後、同社C支社を通じて同社（本社）に復職を申し出たところ、同社同支社での勤務を勧められ、これに従った。

しかし、私の年金記録を確認したところ、昭和 21 年 5 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 6 月 5 日に再取得したことになっており、1 か月の未加入期間が生じている。

同一企業内での転勤にもかかわらず、資格喪失の取扱いがなされたことは不自然であり、召集から復員までの間、私の給料はB社（本社）から実家に送金され、厚生年金保険料はその中から控除されていたと思うので、資格喪失の記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D県E課が提出した「軍歴証明書」によると、申立人は、昭和 21 年 5 月 14 日に召集解除されたことが確認できるところ、申立人は、復職時期については、「昭和 21 年 5 月中は、B社（本社）及び同社C支社のいずれでも勤務しておらず、同年 6 月の 2 週目以降に同社同支社で勤務した。」と述べており、申立期間には勤務していなかったとしている。

また、B社（本社）及び同社C支社は既に閉鎖されており、申立期間当時、同社（本社）及び同社同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者であったことが確認できる多くの同僚が死亡している上、連絡が取れた同僚のいずれも、申立人のことを記憶していないと述べていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確

認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。